制度にしいて 训 子どもに対する手

平成23年11月29日 厚生労働省

子どもに対する手当制度における費用負担案について

【費用負担の見直しの考え方】

○ 年少扶養控除等の見直しは、「控除から手当へ」という考え方の下に、子どもへの手当の充実と併せて実施したものであり、 年少扶養控除見直しに伴う増税分は、最終的には子どもに対する手当制度の財源として活用することが、国民に負担増を お願いする趣旨に合致すると考える。

(特に、受益と負担の関係を考慮すれば、手当の充実に充てることが適当ではないか)

- このため、来年度からの手当制度の恒久化に当たっては、地方増収分を充当することにより、国と地方の費用負担を見直 すことが適当ではないかと考えられる。 0
- 〇 その際、来年度からの制度は児童手当法に所要の改正を行うことが基本とされており、全体として、児童手当制度の負担 割合(国:地方=1:2)を適用することが考えられる。
- しかしながら、これまでの地方団体の意見を踏まえれば、児童手当の負担割合をそのまま適用することは適当ではなく、国の負担割合を拡大することとし、国:地方=1:1としてはどうかと考える。

【具体的な費用負担額、

- 公務員以外については、<u>制度全体を通じ、国と地方の負担割合を1:1とする。</u>
- 事業主負担は、被用者に対する給付の一定割合
- 公務員については、従前通り、全額所属庁負担とする。

[見直し後のH24所要額]

- :107百億円程度
- 个 9**8百億円程度** 17百億円程度 •事業王:

見直し前と比べて44百億円増

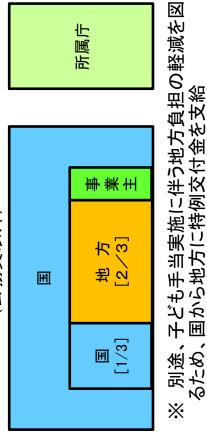
- ※ 事業主負担は、別途事業主団体との調整が必要であるため、平成24年度概算要求ベースの数字を仮置きしている。※ 3党合意では、所得制限超世帯に対して税制上又は財政上の措置を講じることとされているが、具体的な措置の内容が決まっていない ため、上記の数字は、所得制限に一定の仮定を置いた上で、所得制限超の世帯に対して財政上の措置を講じない場合の数字を記載し ている。仮に、財政上の措置を講じる場合には、それに応じた追加負担が考えられる。

地方増収分(5,050億円)を充当

子どもに対する手当制度における費用負担の見直し案のイメージ

【子ども手当制度】

一般の被用者及び非被用者 (公務員以外)



公務員 所属庁

地方1/2 地方1/2 被用者 非被用者 国1/2 国1/2 事業主

所属庁

公務員

一般の被用者及び非被用者

(公務員以外)

【平成24年度以降の子どもに対する手当制度】

- 事業主負担は、被用者に対する給付の一定割合 ×
- 公務員については、所属庁が全額負担 ×

に対する給付額の7割

事業主負担は、3歳未満の子どもを抱える被用者

X

公務員については、所属庁が全額負担 ×

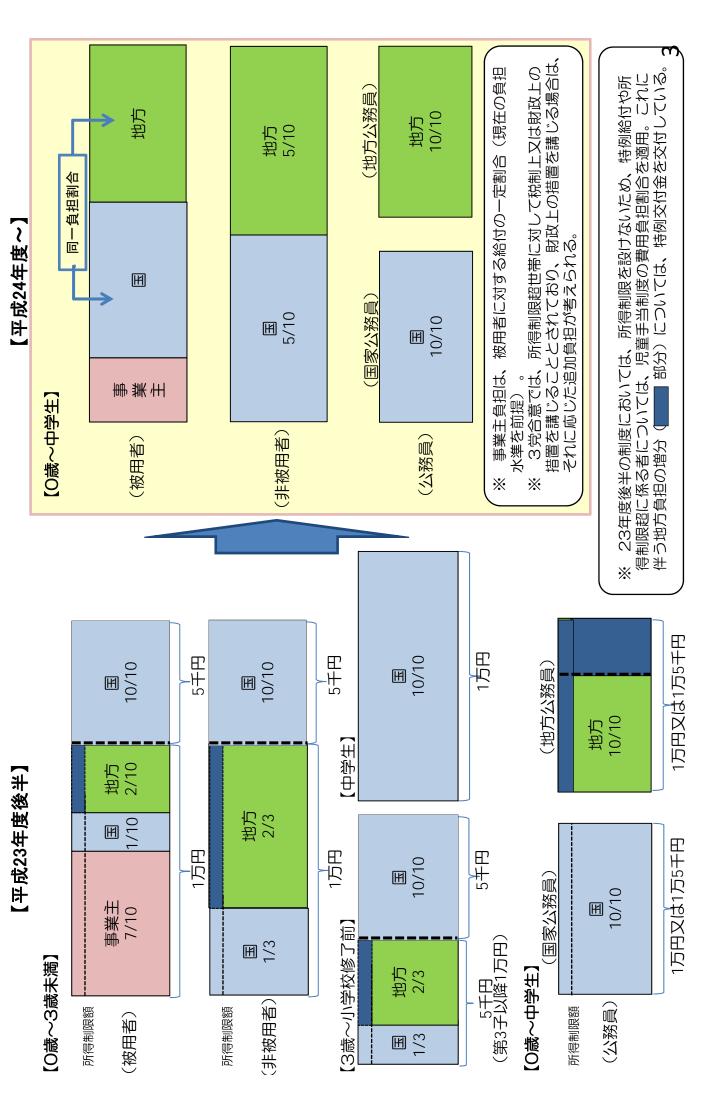
[参考]単純に児童手当制度の負担割合を当てはめた場合



所属庁

公務員については、所属庁が全額負担 × Ċ

費用負担の見直し案



「子どもに対する手当の制度のあり方について」

自由民主党及び公明党の幹事長及び政調会長による合意、 (8月4日付け民主党、

子どもに対する手当の制度のあり方について

| 実施時期

手当のあり方の見直しは、平成23年度10月(平成24年2月支給分)から実施する(所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成24年度(6月分)から実施する。)。

- 2 所要額 2.2~2.3兆円程度
- 3 具体的な支給額
- (1) 一般甘帯(非所得制限甘帯)

0~3歳(一律) 15,000円(児童手当1万円) 3~12歳(第1子、第2子) 10,000円(児童手当5千円) (第3子以降) 15,000円(児童手当1万円) 中学生 (一律) 10,000円(児童手当なし)

(2) 所得制限世帯

所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除(所得控除)の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じるものとする。

4 所得制限

所得制限の基準を、年収960万円程度(夫婦と児童二人 世帯)とする。

5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成34年度税制改正までに総合的に検討する。

6 法制上の措置

平成24年度以降の子どものための現金給付については、 上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を 行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を 行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※ 地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年8月4日

民 主 党 幹事長

政策調査会長

自由民主党 幹事長

政務調査会長

公明 党 幹事長

政務調査会長

(四%)

半年間の特別措置法案の骨子

1. 題名

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

2. 嗷呃

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

3. 支給期間

平成53年10月分から平成54年3月分まで

4. 支給額・費用負担

3歳未満、3歳~小学生(第3子以降) :1万5千円

3際~小学生(第1子・第2子)、中学生:1万円

児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全 額国庫負担

5. その他

・平成23年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定 ※子どもの国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同 居優先、施設入所の子どもについて施設の設置者等への 支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高

い交付金の交付

3. 施行時期·改正附則

施行曰:平成23年10月1日

・平成24年度以降の子どものための現金給付については、この法律の手当額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得る努めるものとする。

※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

・その際、所得制限については、平成24年6月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の概要

閿

現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑 に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定める。

熱翢

(1)支給額·支給期間

·中学生:月額1万円 :月額1万円 ·3歳以上小学校修了前(第1、2子) -3歳未満:月額1万5千円

" (第3子以降):月額1万5千円

支給期間は平成23年10月分~平成24年3月分。支払月は平成24年2月、6月。 ・支給等の事務は市区町村(公務員は所属庁)

児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負 担。(公務員については所属庁が負担) (2)費用負担

(3) かの街

①子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)

②児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給

③未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居 住の場合でも支給可能) ④監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除

⑤保育料を手当から直接徴収できるようにする。学校給食費等については、本人同意により手当から納付することができる仕組みとする。

⑥地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける

(4)検討規定

①政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手 当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他 の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする。

②法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用すること とし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

子どものための現金給付制度に関する平成24年度概算要求

平成24年度の子どものための現金給付制度に関する概算要求については、「平成23年度における子ども手当の支 給等に関する特別措置法」附則第2条の規定等に基づき、

一律 15,000円 ・の褥米猫

第1、2子 10,000円、第3子以降 15,000円 3歳以上小学校修了前

一律 10,000円

基準額は年収960万円程度、所得制限世帯への措置は要求額に計上せず 平成24年6月分から実施、 所得制限

平成23年度予算の負担ルール(手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担)を当てはめて仮置き的に国庫負担額を要求 費用負担

財源構成や所得制限世帯への措置を含めた制度の在り方については、予算編成過程で検討し、その結果を平成24年度 予算に反映させる。



、 公務員分や地方への特例交付金を含めないもの。 ※数字は

なお、公務員分(国家公務員:430億円、地方公務員:1,636億円)を含め、かつ特例交付金(1,353億円)を加味し)内の数字。 た金額は、

※上記以外に、別途事務費として101億円を要求。

<u>平成24年度予算の概算要求組替え基準について</u> (平成23年9月20日閣議決定)(抄)

1.基礎的財政収支対象経費

(1)年金・医療等に係る経費等

係る経費」という。)については、前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額 に高齢化等に伴う自然増(各所管計11,600億円)を加算した額の範囲内において、各大臣ごとに、 ① 補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費(以下「年金・医療等に

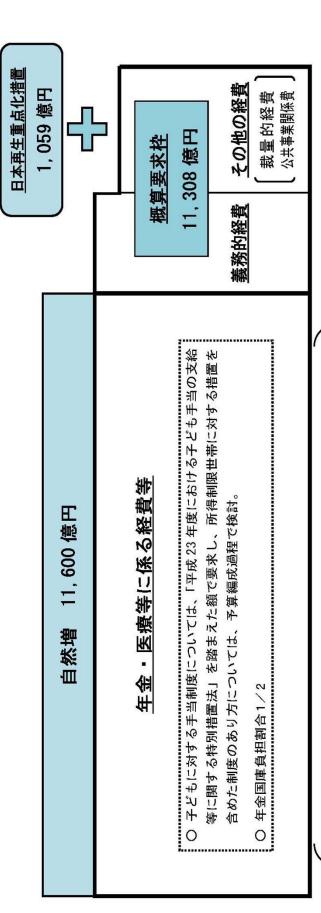
幹事長及び政調会長による合意をいう。)を踏まえた額(所得制限世帯に対する措置に相当する 対する手当の制度のあり方について」(平成23年8月4日付け民主党、自由民主党及び公明党の 額を除く。)とし、所得制限世帯に対する措置を含めた制度のあり方については予算編成過程で なお、上記の前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額は、「子どもに 検討し、その結果を平成24年度予算に反映させることとする。

また、上記自然増を含め、年金・医療等に係る経費についても、合理化・効率化に最大限取り 組み、その結果を平成24年度予算に反映させることとする。

(江1) 點

ついては、要求においては上記自然増から控除した上で、その取扱いについては、予算編成 (注2)平成22年度税制改正における年少扶養控除等の見直しによる地方増収分(5.050億円)に 過程で検討し、その結果を平成24年度予算に反映させることとする。

平成 24 年度 原生労働省概算要求のフレーム



注 1 平成 22 年度税制改正における年少扶養控除等の見直しによる地方増収分 (5,050億円)の取扱いは、予算編成過程で検討。

- 注2 ·報酬改定(医療、介護、障害)
- ・介護職員処遇改善臨時特例交付金(介護、障害)の扱い
- ・子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業臨時特例交付金の扱い
- ・社会保障と税の一体改革に伴う制度改革
- ・過去の年金国庫負担繰り延べの返済
- ・雇用保険、求職者支援の国庫負担の本則戻し

などについては、予算編成過程で検討。

く別枠で要求するもの>

〇東日本大震災復旧·復興経費

〇B型肝炎の給付金等支給経費